

令和五年十二月二十六日(号外第二百七十一号)  
公布厚生労働省令第百六十二号(デジタル社会の  
形成を図るための規制改革を推進するための厚生  
労働省関係省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

一七ページ改正後欄終りから三行目の前に次を  
加える。

（電磁的方法）

**第五十三条** 法第十七条第三項（法第五十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)  
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 同ページ改正前欄終りから四行目の前に次を加える。

（電磁的方法）

**第五十三条** 法第十七条第三項（法第五十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

2 (略)  
一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくることができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(略)

令和五年十二月十九日(号外第二百六十六号)  
厚生労働省告示第三百三十三号(療担規則及び薬規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件)

(印刷誤り)

六九  
一六|370MBQ  
一一|185MBQ

370MBQ 1瓶  
185MBQ 1瓶